

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当 課	産業観光部 森林田園整備課
委託業務番号	令和5年度 森田委第7号
委託業務名称	農業用施設(8月豪雨)災害復旧業務委託その8
委託業務場所	長浜市余吳町下丹生
業務の概要	委託箇所:農地 委託内容:土砂等撤去
契約期間	令和5年4月15日 から 令和5年6月30日 まで
契約年月日	令和5年4月14日
契約金額	2,552,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市高月町柏原420番地 [商号又は名称] 一般社団法人 滋賀県建設業協会伊香支部
契約相手方の選定理由	本業務は緊急性が高く、至急対応する必要があるため、「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」を締結している一般社団法人滋賀県建設業協会伊香支部を選定する。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸(1)借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、 (2)加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5)緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6)競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7)時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8)競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9)落札者が契約を締結しないとき。</p>